

精米表示の経緯

年	月	法律改正、会議等	主な内容等
平成7年	11	主要食糧の需給及び価格の安定化に関する法律に基づく「精米表示基準」制定・通知	「食糧管理法」が廃止され、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(食糧法)」が制定され、同法に基づく登録販売業者に 対し容器に入った精米を対象に以下のような表示を義務付けた。 三点セット(産地・品種・産年)の表示 農産物検査法による検査を受けていないものについては「未検査米」と記載 外国産米を原料とした場合は、その国名及び割合を記載 等
平成12年	3	「玄米及び精米品質表示基準」が制定(平成13年4月施行)	JAS法改正により、一般消費者向けの全ての飲食料品を対象に品質表示基準を作成できるようになったことから、精米表示基準では対象とならなかった販売業者が販売する、容器に入った玄米及び精米を対象に品質表示基準を制定し、精米表示基準の内容を参考とする表示を義務付けた。
平成13年	12	JAS調査会専門部会	米の価格競争が激化する中、品質の劣る米を混入した米の流通が増加したため、玄米及び精米品質表示基準に品位に関する規定として、「一定の品位を満たした精米については、その旨を表示(粒ぞろい)することを可能とする(案)」を説明し、了解を得る。併せて、表示禁止事項として、「原料玄米のうち使用割合が50%未満であるものについて、当該原料玄米の産地、品種又は産年を表す用語等」を追加し了解を得る。
平成14年	3	JAS調査会総会	平成14年1～2月に基準の改正案についてのパブリックコメントを実施し、提出された意見を検討した結果、「粒ぞろい」表示の見直しを求める意見が多数あったことを踏まえ、「粒ぞろい」と表示する改正を見送る旨報告し、了解を得る。
	5	「玄米及び精米品質表示基準」一部改正	産地等の中で最も大きく表示したものと同程度の場合を除き、表示禁止事項として、原料玄米のうち使用割合が50%未満であるものについて、当該原料玄米の産地、品種又は産年を表す用語等を追加(現行基準第6条第4項、第5項)。
平成18年	12	第31回食品の表示に関する共同会議	「玄米及び精米品質表示基準」見直しの方向性についての論点を提示し説明。 検討項目1容器に入れ、あるいは包装された玄米、精米以外の表示をどうするのか 検討項目2生産、流通等の実態から他品種が全く混入しない様な管理を行なうことは困難であり、消費者に誤認を与えない表示方法についてどうするのか 検討項目3産地、品種、産年について農産物検査証明と同等の信頼性が確保できる手法による表示が出来るようにするのか 検討項目4精米年月日の表示、精米と玄米の区分、在来品種の取扱い、赤米、紫黒米等の取扱いはどうするのか
平成19年	7	第33回食品の表示に関する共同会議	検討項目1及び4については現行どおり、検討項目3については今後の整理、検討項目2については現行の%(百分率)表示の義務づけを廃止し、単一原料米については、「単一」の原料米である旨を、ブレンド米については、割等とそれぞれ記載することで了解を得る。
平成20年	3	第34回食品表示に関する共同会議	農産物検査規格の見直しに関して説明。座長から「産地品種銘柄の指定が容易になるよう、農産物検査規格の見直しを行うとの内容だった。これにより、産地品種銘柄に係る表示の問題の多くは解決される。農産物検査と同等の信頼性を有する手法に係る検討を一旦止めて、第33回共同会議においてご議論いただいた米の使用割合の表示に係る改正案を次回共同会議で議論する。」の発言があり、次回に改正案を出すことで了解を得る。
	7	第35回食品の表示に関する共同会議	現行の%(百分率)表示の義務づけを廃止し、改正案(単一原料米については、「単一」の原料米である旨をブレンド米については、割等とそれぞれ記載する制度に変更する。)を説明し了解を得る。
平成21年	1	「玄米及び精米品質表示基準」一部改正	単一原料米については、「単一」の原料米である旨を、ブレンド米については、割等とそれぞれ記載するよう改正。
平成23年	7	「玄米及び精米品質表示基準」一部改正	米トレーサビリティ法による産地情報の伝達の義務化に伴い農産物検査法に定める検査を受けていない原料玄米を原料とした精米等にも、都道府県名等の産地表示ができるよう改正(その場合、産地の次に括弧をつけて、産地未検査と記載)。